

「新型コロナウイルス感染再拡大」に対する当社の対応について

大和電機産業株式会社
代表取締役社長 小林幸夫

12月17日付で新潟県より新型コロナウイルス感染症「警報」が発令されました。（添付参照）
これに伴い大和電機産業株式会社は同感染症への対応を下記の通りと致します。

ただし、この対応は政府・自治体より何らかの宣言が発令された場合には随時改訂されます。

1) 県外への出張・出仕事について

日本全国への出張・出仕事について許可する。

各自、消毒・マスク等の感染防止対策に細心の注意を払うこと。また、出張・出仕事先においては、大人数・密になる会食は禁止する。

2) 県外からの来訪者の受け入れ

県内外を問わず、お客様の受け入れを許可する。

ただし、全てのお客様に対し、来社時の体温測定・マスク着用・手指の消毒を必須とする。

3) 他都道府県との往来

他都道府県との往来（帰省・プライベートな旅行等）はできる限り控える。

往来がある場合は、必ず事前に上長に報告すること。

4) 東京営業所の業務について

東京営業所の社員は、引き続き時差出勤とする。また、業務に支障が出ない範疇で必要に応じて在宅勤務を許可する。

5) 社員の体温計測について

出社時の測定において異常が見受けられた時には上長に報告の上、指示を仰ぐ。

6) 感染拡大地区から来社する顧客への接待について

夜の接待を伴う会食は、特別の理由がある場合を除き禁止とする。

担当者は大和電機産業株式会社の取り組みを顧客へ真摯に説明し、理解を得るよう努めること。

7) 社内でのマスク着用及び食堂の利用について

社内ではマスクの着用を義務とする。また、昼食時に食堂を利用する際には、直接の対面を避け席を空けて座ること。飛沫防止のため食事中の会話を禁止し、会話の際にはマスクを着用すること。

全国的に感染者が激増している状況の中、皆様には最大限の注意をお願い申し上げます。
皆様のご理解とご協力に対し、心から感謝申し上げます。

警報発令に伴うお願い

呼びかけ期間：令和2年12月17日～令和3年1月6日

呼びかけ期間中は次の3点を守ってください
(高齢者への感染につながらないように特に注意)

[1] **感染拡大が見られる他都道府県^{*}との往来**(出張、帰省等)は、**改めて必要性を判断し、不要・不急の場合は控える**

- ・ やむを得ず県外へ行く場合は、飲み会や接待を伴う飲食は極力控える
- ・ 帰省したときは、家の中でもマスクをする
- ・ 混雑する時期を避ける

[2] **年末年始期間中(12/29～1/3)の、普段顔を合わせない人**(遠方の親戚含む)**との飲み会・食事会**は、**極力控える**(単に会うだけは可)

[3] 次のイベントを実施する場合は**感染防止対策を徹底**

○ **忘年会、新年会、初詣**

- ① 体調が悪い場合は参加しない(症状消失後も2日は×)
- ② オンライン会合を検討する
- ③ 人数を絞る／なるべく普段から一緒にいる人と
- ④ 短時間で行う(二次会を行わない)
- ⑤ 距離をとる(斜め向かいに座る等、配置を工夫)
- ⑥ マスク、手指の消毒等の感染防止対策を徹底
- ⑦ 初詣は分散して行う(混雑する時間を避ける)

呼びかけ期間中は特に慎重な行動をとり、
明るい新年を迎えましょう

※感染拡大が見られる他都道府県(12月17日時点)

- ・ 北海道
- ・ 首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)
- ・ 愛知県
- ・ 近畿(大阪府、奈良県、京都府、兵庫県)
- ・ 沖縄県

「新型コロナウイルス感染再拡大」に対する当社の対応について

大和電機産業株式会社

代表取締役社長 小林幸夫

新潟県内及び大都市圏における新型コロナウイルス感染の第三波が疑われる現状を踏まえ、大和電機産業株式会社は同感染症への対応を下記の通りと致します。

ただし、この対応は政府・自治体より何らかの宣言が発令された場合には随時改訂されます。

1) 県外への出張・出仕事について

日本全国への出張・出仕事について許可する。

各自、消毒・マスク等の感染防止対策に細心の注意を払うこと。また、出張・出仕事先においては、大人数・密になる会食は禁止する。

2) 県外からの来訪者の受け入れ

県内外を問わず、お客様の受け入れを許可する。

ただし、全てのお客様に対し、来社時の体温測定・マスク着用・手指の消毒を必須とする。

3) 県外からの家族の受け入れ

感染が拡大している大都市圏からの帰省については、前もって会社へ報告し承認を得る。状況によっては、1週間の自宅待機を命じる場合もある。

4) 東京営業所の業務について

東京営業所の社員は、引き続き時差出勤とする。また、業務に支障が出ない範疇で必要に応じて在宅勤務を許可する。

5) 社員の体温計測について

出社時の測定において異常が見受けられた時には上長に報告の上、指示を仰ぐ。

6) 感染拡大地区から来社する顧客への接待について

夜の接待を伴う会食は、特別の理由がある場合を除き禁止とする。

担当者は大和電機産業株式会社の取り組みを顧客へ真摯に説明し、理解を得るよう努めること。

7) 社内でのマスク着用及び食堂の利用について

社内ではマスクの着用を義務とする。また、昼食時に食堂を利用する際には、直接の対面を避け席を空けて座ること。飛沫防止のため食事中の会話を禁止し、会話の際にはマスクを着用すること。

冬場において更なる感染拡大の可能性に備え、皆様には最大限の注意をお願い申し上げます。

皆様のご理解とご協力に対し、心から感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染再拡大」に対する当社の対応について

大和電機産業株式会社
代表取締役社長 小林幸夫

大都市に限らず、地方においても新型コロナウイルス感染が拡大している現状におきまして、大和電機産業株式会社は同感染症への対応を下記の通りと致します。

ただし、この対応は政府・自治体より何らかの宣言が発令された場合には随時改訂されます。

1) 県外への出張・出仕事について

日本全国への出張・出仕事について許可する。

各自、消毒・マスク等の感染防止対策に細心の注意を払うこと。また、出張・出仕事先においては、大人数・密になる会食は禁止する。

2) 県外からの来訪者の受け入れ

県内外を問わず、お客様の受け入れを許可する。

ただし、全てのお客様に対し、来社時の体温測定・マスク着用・手指の消毒を必須とする。

3) 県外からの家族の受け入れ

感染が拡大している大都市圏からの帰省については、前もって会社へ報告し承認を得る。

状況によっては、1週間の自宅待機を命じる場合もある。

4) 東京営業所の業務について

東京営業所の社員は、8月31日まで在宅勤務とする。出社せざるを得ない場合は、事前に上長の承認を得る。9月1日以降については状況に応じて適宜判断する。

5) 社員の体温計測について

出社時の測定において異常が見受けられた時には上長に報告の上、指示を仰ぐ。

6) 感染拡大地区から来社する顧客への接待について

昼・夜を問わず、原則として一切の接待を禁止する。

担当者は大和電機産業株式会社の取り組みを顧客へ真摯に説明し、理解を得るよう努めること。

新型コロナウイルスが大都市以外にも驚くべき速さで広がりを見せている現状を踏まえ、経済活動を継続しつつも感染を防止する取り組みを全社一丸となって遂行する所存です。

皆様にはこれまで以上に気を引き締めて日々生活して頂きたくお願い申し上げます。

皆様のご理解とご協力に対し、心から感謝申し上げます。

「緊急事態宣言解除」を受けての当社の対応について

大和電機産業株式会社
代表取締役社長 小林幸夫

5月25日付、安倍内閣総理大臣による新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の全面解除を受けて、大和電機産業株式会社は同感染症への対応を下記の通りと致します。

ただし、この対応は再び緊急事態宣言が発令された場合には適宜改訂されます。

1) 県外への出張・出仕事について

日本全国への出張・出仕事について許可する。

また、現場から戻った際の自宅待機期間を廃止し即日の出社を許可する。

2) 県外からの来訪者の受け入れ

県内外を問わず、お客様の受け入れを許可する。

ただし、県外からのお客様に対しては、受け入れの際の体温測定・マスク着用・手指の消毒を必須とする。

3) 県外からの家族の受け入れ

許可する。

4) 東京営業所の業務について

東京営業所の社員は、5月30日まで在宅勤務とし、6月1日より時間差通勤による通常勤務形態とする。時差通勤は東京都の段階的なコロナ対策案に従って随時緩和する。

5) 社員の体温計測について

1日3回の体温測定を出社時1回の測定に変更する。

新型コロナウイルスの全国的蔓延もようやく終息の兆しが見え、緊急事態宣言も全て解除の運びとなりましたが、第2波・第3波を防ぐべく、皆様にはこれまで同様に気を引き締めて、感染防止に努めて頂きたくお願い申し上げます。

皆様のご理解とご協力に対し改めて感謝申し上げます。

「緊急事態宣言」を受けての当社の対応について ver.2

大和電機産業株式会社
代表取締役社長 小林幸夫

5月4日付、新型コロナウイルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見を受けて、大和電機産業株式会社は、同感染症への対応を下記の通りと致します。ただし、この対応は専門家による再評価が行われた後（5月14日を目途）、適宜改訂される可能性があります。

1) 県外への出張・出仕事について

目的地並びに往復のルートが特定警戒地域に指定されている都道府県**以外**の出張・出仕事は許可する。

やむを得ず、特定警戒地域（目的地・ルートを含む）へ出張・出仕事する場合は戻った日を含め2週間の出勤停止とする。

2) 県外からの来訪者の受け入れ

原則としてお断りをするが、別紙に記載する条件を満たしたうえで受け入れることもある。その際、特定警戒区域に指定されている都道府県から来訪者との接触を避けたい社員は、来訪日において有給休暇を取得することができる。

また、特定警戒地域からの来訪者の場合、濃厚接触した社員は2週間の出勤停止とする。

3) 県外からの家族の受け入れ

政府並びに新潟県・長岡市発布の方針に従うこととする。

4) 東京営業所の業務について

東京営業所の社員は、5月16日まで在宅勤務とする。

勤務形態は、先に規定された通りとする。

以上のように、当社は従業員ならびに当社関係者の皆様の安全確保を最優先し、今後も感染拡大状況を注視しながら、対応を検討・実施してまいります。

皆様のご理解とご協力を心から感謝申し上げます。

立ち合い・来訪者対応について

● 来訪時

正面玄関自動ドアより入室

- 1) 風除室にて靴底消毒
- 2) マスク着用
- 3) 自動体温測定器にて体温計測
- 4) 手のアルコール消毒



● 立ち合い・打合せ場所

- 1) ニトリル手袋・フェイスシールド装着
- 2) 予め規定されている以外の場所・導線に立ち入らないこと

● トイレ

- 1) 来客用トイレ（社長室隣り）を使用

● 昼食・お茶

- 1) 使い捨て容器の弁当・ペットボトルのお茶を用意
- 2) 使用後は、備え付けのゴミ箱へ各自で廃棄

● 消毒

- 1) 担当者は来訪者が退社した後、使用した全ての設備・備品を清掃・消毒する。

令和2年4月8日（水）

「緊急事態宣言」を受けての当社の対応について

大和電機産業株式会社
代表取締役社長 小林幸夫

大和電機産業株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大を受けての緊急事態宣言に対応すべく下記の通りの措置を講じます。

● **県外への出張並びに県外からの来訪者受け入れ禁止**

新潟県外への出仕事・出張を禁止する。また、県外から大和電機産業株式会社への来訪者も受け入れないこと。

● **県外からの家族帰省受け入れについて**

県外からの家族の帰省要請については、原則断ること。

やむを得ない場合は、帰省する者と接触した日を含め14日間は入社禁止とする。上長は当該社員の業務を他社員へ割り振り、在宅で仕事をする必要がないような措置を取ること。

なお、入社禁止期間は有給休暇扱いとする。

● **東京営業所の業務について**

東京営業所の社員は、緊急事態宣言が終了する5月6日まで在宅勤務とする。

勤務形態は、先に規定された通りとする。

以上のように、当社は従業員ならびに当社関係者の皆様の安全確保を最優先し、今後も感染拡大状況を注視しながら、対応を検討・実施してまいります。

皆様のご理解とご協力を心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

大和電機産業株式会社
代表取締役社長 小林幸夫

大和電機産業株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、従業員の安全を最優先し以下の対応策を実施致します。

● 内勤者に対して

発熱などの風邪の症状がある場合、会社を休んでいただくよう呼びかける。

感染が疑われる方について、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日間以上続く場合や強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、最寄の保健所に設置された「帰国者・接触者相談センター」に問合せする。

また、高齢者や糖尿病、心疾患、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析、抗がん剤治療中の方で、これらの状態が2日以上続く場合も「帰国者・接触者相談センター」に問合せする。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

● 社外出張に対して

事前に同現場に感染者がいない事を確認する。

出張者に体温計を持参させ、毎日体温を測定し上長へ報告する。

また、自宅に帰宅後も最低2週間は、体温測定及び上長へ報告する。

発熱など風邪の症状がある場合、上記内勤者と同じ対応を行う。

● 渡航について

原則、新型コロナウイルスが終息するまで従業員の渡航は禁止。(家族も同様)

やむを得ず渡航する場合、以下の対応を行う。

1) 渡航中及び帰国後、体温測定及び上長へ報告する

2) 帰国後、最低2週間は自宅待機すること

(家族のみ渡航する場合、弊社社員は帰国後の家族と最低2週間は接触禁止)

(接触禁止処置が取れない場合、社員も最低2週間自宅待機)

3) 自宅待機期間の給与は労働基準法第26条により

休業期間中の休業手当60%支払う(ただし感染が確認された場合、傷病手当を支払う)

● 感染確認後の対応

各自治体の保健所の指示に従う

● その他

家族が感染した場合、濃厚接触者の従業員は最低2週間の自宅待機

自宅待機期間の給与は労働基準法第26条により

休業期間中の休業手当60%支払う(ただし感染が確認された場合、傷病手当を支払う)

以上のように、当社従業員ならびに当社関係者の皆様の安全確保を最優先し、今後も感染拡大状況を注視しながら、対応を検討・実施してまいります。